【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月19日

【会社名】株式会社アサヒペン【英訳名】ASAHIPEN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 澤田 耕吾

【本店の所在の場所】 大阪市鶴見区鶴見四丁目 1 番12号

【電話番号】 (06)6930-5018

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 石尾 維英 【最寄りの連絡場所】 大阪市鶴見区鶴見四丁目 1 番12号

【電話番号】 (06)6930-5018

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 石尾 維英

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

 【届出の対象とした募集金額】
 その他の者に対する割当
 27,643,840円

(注) 本募集金額は1億円未満でありますが、企業内容等の開 示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定

により本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社アサヒペン東京本社

(東京都江東区猿江二丁目3番16号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	15,680株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

(注)1.募集の目的及び理由

当社は、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、2021年6月29日開催の当社第75期定時株主総会において「譲渡制限付株式報酬制度」(以下、「本制度」といいます。)を導入することにつき、ご承認を頂いております。本募集は、本制度に基づき、2022年7月19日開催の当社取締役会決議により行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の処分は、本制度に基づき、当社第76期定時株主総会から2023年6月開催予定の当社第77期定時株主総会(割当対象者が当社子会社の取締役の場合は2022年6月開催の当社子会社臨時株主総会から2023年5月開催予定の当社子会社定時株主総会)までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役(社外取締役を除きます。)6名及び当社子会社の取締役3名(以下、「割当対象者」といいます。)に対して支給された金銭報酬債権を現物出資財産として給付させることにより行われるものです。また、当社は、割当対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

譲渡制限期間

2022年8月10日から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役を退任する日までの期間

上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」といいます。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」といいます。)。

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社又は当社子会社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点(以下、「期間満了時点」といいます。)において下記 の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役を退任した場合には、本年7月から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役を退任した日を含む月までの月数を12(割当対象者が当社子会社の取締役の場合は11)で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約 又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関し て当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社 取締役会決議により、本年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12(割当対象者が当社子会社の 取締役の場合は11)で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。)に、当該承認 の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が 生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生 日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

- 2.本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3. 振替機関の名称及び住所

名称:株式会社証券保管振替機構 住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	15,680株	27,643,840	
一般募集			
計 (総発行株式)	15,680株	27,643,840	

- (注) 1.第1[募集要項] 1[新規発行株式] (注) 1.「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を割当対象者に割り当てる方法によります。
 - 2.発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 - 3.現物出資の目的とする財産は本制度に基づき、当社の取締役(社外取締役を除きます。)及び当社子会社の取締役に対する当社第76期定時株主総会から2023年6月開催予定の当社第77期定時株主総会(割当対象者が当社子会社の取締役の場合は2022年6月開催の当社子会社臨時株主総会から2023年5月開催予定の当社子会社定時株主総会)までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額	内容
当社の取締役:6名()	9,684株	17,072,892円	本年6月に開催した当社定時株主総 会から次年度6月開催予定の当社定 時株主総会までの期間分
当社子会社である株式会社アサヒロ ジストの取締役:1名	1,438株	2,535,194円	*午で日に即はしたとひて合からは
当社子会社である大豊塗料株式会社 の取締役:1名	1,179株	2,078,577円	本年6月に開催した当社子会社臨時 株主総会から次年度5月開催予定の 当社子会社定時株主総会までの期間
当社子会社である株式会社アサヒペン・ホームイングサービスの取締役: 1名	3,379株	5,957,177円	分

社外取締役を除きます。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,763		1株	2022年8月4日~ 2022年8月9日		2022年 8 月10日

- (注) 1.第1[募集要項] 1[新規発行株式] (注) 1.「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を割当対象者に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
 - 2.発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした 募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 - 3 . 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
 - 4.本自己株式処分は、本制度に基づき、当社の取締役(社外取締役を除きます。)に対する当社第76期定時株主総会から2023年6月開催予定の当社第77期定時株主総会(割当対象者が当社子会社の取締役の場合は2022年6月開催の当社子会社臨時株主総会から2023年5月開催予定の当社子会社定時株主総会)までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アサヒペン 管理本部	大阪市鶴見区鶴見四丁目 1 番12号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

- (注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項は ありません。
- 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額(円)
	344,000	

- (注)1.金銭以外の財産の現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。
 - 2.発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザリー費用、有価証券届出書作成費用等であります。
 - 3.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資によるものであるため、手取額はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付 子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第76期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報 告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2022年7月19日)現在までの間において生じた変更、その他の事由は ありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2022年7月19日)現 在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第76期有価証券報告書の提出日(2022年6月29日)以後、本有価証券届出書提出日 (2022年7月19日)までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19条第2項第9号の2の規定に基づき、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております

(2022年6月29日提出)

1「提出理由]

当社は、2022年5月12日開催の監査役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を 行う監査公認会計士等の異動に関し、株主総会に付議する議案の内容を決定し、2022年5月13日開催の取締役会に おいて、当議案を2022年6月29日開催の第76期定時株主総会に「会計監査人選任の件」として付議することを決議 いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号 の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称 協立神明監査法人 退任する監査公認会計士等の名称 アーク有限責任監査法人

(2) 当該異動の年月日 2022年6月29日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月

1976年1月

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項 特段記載すべき意見等は受領しておりません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるアーク有限責任監査法人は、2022年6月29日開催の第76期定時株主総会の終結の時を もって任期満了となります。

当社は、同監査法人より翌期以降の監査契約の交渉を契機に、監査継続年数が長期にわたっていることを踏まえ、当社の事業規模に適した監査体制と監査費用について検討した結果、会計監査人の基本的な監査方針、品質管理体制、独立性、専門性、監査報酬の水準等を総合的に勘案し、協立神明監査法人が当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見 特段の意見はない旨の回答を得ております。 監査役会の意見

妥当であると判断しております。

(2022年6月30日提出)

1 [提出理由]

2022年6月29日開催の当社第76期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1)当該株主総会が開催された年月日2022年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項 当社普通株式1株につき金30円00銭 その他の剰余金の処分に関する事項 (1)減少する剰余金の項目及びその額

(T) 減少9 る剰余金の頃日及ひその額 繰越利益剰余金 700,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額 別途積立金 700,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、澤田耕吾、田中弘文、柊英浩、石尾維英、松浪由竹、林正明及び藤枝政雄を選任 する。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、協立神明監査法人を選任する。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案	20,755	133	-	(注)1	可決 99.36
第2号議案	20,727	161	-	(注)2	可決 99.23
第3号議案					
澤田・耕吾	20,324	564	-	(注)3	可決 97.30
田中 弘文	20,645	243	-	(注)3	可決 98.84
柊 英浩	20,737	151	-	(注)3	可決 99.28
石尾 維英	20,742	146	-	(注)3	可決 99.30
松浪 由竹	20,733	155	-	(注)3	可決 99.26
林 正明	20,742	146	-	(注)3	可決 99.30
藤枝 政雄	20,705	183	-	(注)3	可決 99.12
第4号議案	20,745	143	-	(注)1	可決 99.32

- (注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

第3 最近の業績の概要について

第77期第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)における売上高の見込は以下のとおりです。なお、下記の数値については決算確定前の暫定的なものであり変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりません。 売上高以外の指標につきましては、現在精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆さまの判断を誤らせるお それがあるため、記載しておりません。

C100 05 07C05		
	第76期第1四半期累計期間	第77期第1四半期累計期間
会計期間	自 2021年4月1日	自 2022年4月1日
	至 2021年6月30日	至 2022年 6 月30日
売上高	4,159百万円	4,685百万円

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書 事業年度 (第76期)

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して 提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

EDINET提出書類 株式会社アサヒペン(E00909) 有価証券届出書(組込方式)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月29日

株式会社アサヒペン 取締役会 御中

アーク有限責任監査法人 大阪オフィス

指定有限責任社員 公認 業務執行社員

公認会計士 岡野 芳郎

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 辻 是人

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アサヒペンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサヒペン及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果 たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

塗料及び D I Y 用品事業における変動対価 (返金負債及び返品資産)の見積り

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

会社は、注記事項の会計方針の変更(収益認識に関する会計基準等の適用)に記載のとおり、2022年3月31日現在、返品資産を37,675千円、返金負債を62,892千円計上している。なお、当連結会計年度より適用となる収益認識に関する会計基準及び同適用指針に基づき、過去の返品実績率等を基礎として返金負債及び返品資産を計上している。

会社が取り扱う塗料及びDIY用品事業の製商品については、量販店等に販売した後、季節の変わり目の棚替え等による返品を受け入れることが慣行となっているが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、消費者の行動パターンにも変化が見られる。

返金負債及び返品資産は、外部環境に応じて、各決算日に見直すことが求められているが、消費者の行動パターンの変化は、今後の販売見込や返品予測といった重要な仮定の不確実性を増幅しており、当該仮定についての経営者の判断がより重要となっている状況にある。

以上から、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検 討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当監査法人は、返金負債及び返品資産の計上において、その見積もりの妥当性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。

- ・見積りに使用された重要な仮定、返金負債及び返品資産の見積りを行う際に使用する基礎データの収集を含め関連する内部統制の整備及び運用状況の評価手続きを実施した。
- ・返金負債及び返品資産の見積りに使用する過去の一定 期間の販売実績と返品実績の趨勢を分析し、過去の売上 高と返品額の変動の傾向が適切に反映されているか検討 した。
- ・採用された返品率及び原価率について、過去の返品額の趨勢や売上総利益率の推移を分析し合理的であるかを 検討した。
- ・翌4月の返品実績及び返品報告書の5月以降返品見込み額の合計額と返金負債計上額を比較検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 香証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見 に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アサビペンの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アサヒペンが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制 監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

EDINET提出書類 株式会社アサヒペン(E00909) 有価証券届出書(組込方式)

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部 統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月29日

株式会社アサヒペン 取締役会 御中

アーク有限責任監査法人 大阪オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 岡野 芳郎

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 进 是人

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アサヒペンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサヒペンの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると 判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

塗料及び DIY用品事業における変動対価(返金負債及び返品資産)の見積り

会社は、注記事項の会計方針の変更(収益認識に関する会計基準等の適用)に記載のとおり、2022年3月31日現在、返 品資産を37,675千円、返金負債を62,892千円計上している。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(塗料及びDIY用品事業における変動対価(返金負債及び返品資産)の見積り)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

EDINET提出書類 株式会社アサヒペン(E00909) 有価証券届出書(組込方式)

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれておりません。